令和８年度　第１回大阪市総合教育会議議事録

日 時：令和８年９月 11 日（金曜日）午後１時から午後２時 40 分
場 所：大阪市役所　屋上階　Ｐ１会議室
出席者：市長
　　多田教育長、赤木教育委員、長谷川教育委員、森教育委員、古川教育委員、西村事務局顧問

議題１　「学力向上の取組について」

司　　会：それでは定刻となりましたので、ただいまから令和８年度第１回大阪市総合教育会議を開催させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます、教育委員会事務局政策推進担当部長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は大阪市総合教育会議設置要綱第２条に基づきまして、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育等の振興を図るため、重点的に講ずべき施策といたしまして、「学力向上の取組について」「学校園の働き方改革について」「学校園における課題解決への支援について」以上の３点につきましてご協議をいただきます。また設置要綱第５条に基づきまして、専門的見地から意見を聴取するために、教育委員会事務局西村和雄顧問にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。なお、教育委員の宮部さんにおかれましては、本日ご欠席されるということになっておりますのでご報告いたします。本日の会議の様子につきましては、ビデオ撮影を行っております。撮影した動画につきましては、会議資料と同様、ホームページに掲載してまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは会議の開催にあたりまして市長の横山さんよりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

市　　長：大阪市長の横山でございます。本日はお集まりいただきましてありがとうございます。また教育委員並びに学校関係者の皆様方には日頃から学校運営の維持、教育施策の推進にご尽力をいただきまして感謝申し上げます。本日の議題についてですが、「学力向上の取組について」そして「学校園の働き方改革について」「学校園における課題解決への支援について」の３つとなっております。まず学力向上の取組についてですが、令和８年度の全国学力・学習状況調査の本市の結果や昨年度に再構築し、今年度より取り組んでおります学力向上事業の取組を踏まえながら、誰一人取り残さないさらなる学力向上に向けて議論をしたいと考えております。学校園の働き方改革につきましては、給特法の改正によりまして義務づけられた毎年度の計画の実施状況や計画の策定についての報告、あわせて今年度中に設定する働きがい満足度の向上に関する目標についての説明を踏まえて、働き方改革の推進に向けて有意義な意見交換を行いたいと考えております。最後の学校園における課題解決への支援につきましては、一部の保護者等からの過剰な苦情や不当な要求など、学校園だけではなかなか解決が難しい事案が発生した場合に、学校園を支援するための新たな支援体制の構築にあたって協議を行いたいと考えております。論点は様々あると思いますが、すべては子どもたちの教育環境向上のために何が最善なのかという点について、皆さんと有意義な意見交換を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司　　会：ありがとうございます。それでは本日の議題でございます学力向上の取組につきまして、教育委員会事務局よりご説明申し上げます。

安倍所長：総合教育センター所長の安倍でございます。私からは、学力向上の取組についてご

説明いたします。４月に実施いたしました令和８年度全国学力・学習状況調査の本市の結果につきましては、速報版としまして、先日公表しているところでございます。詳しくはホームページの方でご確認いただくことができますが、昨年度と比較いたしまして、概ね同水準を維持しております。しかしながら、事務局といたしましては、さらなる改善が必要であると受けとめております。では資料の１ページをご覧ください。こちらは本市の小学校の対全国比の推移をお示ししております。対全国比とは、全国の平均正答率を１としたときの本市の平均正答率の割合を対全国比として表しているものでございます。この数値が１を超えますと、全国平均を超えるということになります。ご覧のように昨年度と比較しますと、国語、算数ともに概ね同水準を維持しております。さらに平成 29 年度から経年的に比較いたしますと、着実に学力の向上が見られます。２ページをご覧ください。こちらは本市の中学校の対全国比の推移をお示ししております。ご覧のように昨年度と比較しますと、今年度は中学校国語で下降しましたが、中学校数学は若干上昇しております。経年的に比較いたしますと、大きな変動はございませんが、概ね同水準で推移していると考えられます。次は３ページをご覧ください。こちらは全国学力・学習状況調査における区分Ⅳの児童生徒の割合の推移をお示ししております。経年的に見ますと、これまでの学力向上施策を通して底上げが図られておりますが、このたびの全国学力・学習状況調査の結果におきましては、小学校算数を除き、区分Ⅳの割合における本市と全国との差はやや広がっております。今後も引き続き区分Ⅳの児童生徒への支援が必要だと考えております。４ページをご覧ください。こちらは昨年度、学力向上事業の再構築を行いまして、今年度より新たにスタートしている学力向上の取組の１つとしまして、ブロック化による学校支援事業の中の国算数学びサポーターの配置をお示ししております。各教育ブロックで行ってきた各学校の実情や課題に応じたきめ細かな支援としまして、重点的に支援を要する学校を 120 校程度に広げ、学力の伸び悩む児童生徒への個別支援の充実を行っております。これは学力の伸び悩む児童への支援としまして、令和６年度、７年度、拠点校４校での取組で成果が見られたものでございます。具体的には、つまずきやすい小学校２年生、３年生と中学校１年生の国語、算数、数学の授業中に学びサポーターを配置しまして、重点的に学習支援を行うことで、大阪市の学びのさらなる充実を図っているものでございます。引き続き、大阪市教育振興基本計画にありますとおり、大阪市のすべての子どもたちが自ら考え、自分らしく、未来を切り拓くことができる力の育成を図ることをめざし、誰一人取り残さない学力の向上を図ってまいります。以上でございます。

司　　会：ありがとうございます。続きまして顧問の西村さんよりご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

西村事務局顧問：大阪市教育委員会事務局顧問西村和雄です。スライドを共有させていただきます。８月に今年の全国学力・学習状況調査の結果が発表されております。その結果を踏まえてご報告いたします。大阪市教育振興基本計画 2017 年改訂で安全・安心と学力の向上を最重要目標に位置づけられました。背景には、かつて大阪市の学校の児童生徒千人当たりの暴力行為数が高い水準であり、全国学力・学習状況調査の成績が政令都市の中でほぼ最下位であったということがあります。その後の対策で大阪市の千人当たりの暴力行為数は全国平均以下に大きく減少しています。暴力が減少すると規範意識も高まります。ちなみに、文部科学省は 2017 年、学習指導要領で育成すべき能力として非認知能力を上げております。そこで、児童生徒の非認知能力が大阪市ではどのように変化してきたかを見ていきたいと思います。全国学力・学習状況調査で文部科学省は児童生徒に質問をして分析しています。その１つが「人が困っているときは進んで助けていますか」という質問です。それに関して大阪市の

児童生徒の回答が、「当てはまる」と「どちらかといえば当てはまる」の合計数、肯定的回答が年々増加しています。次に学力ですが、2017 年８月全国学力・学習状況調査の政令市別の結果が初めて公表されました。大阪市はすべての教科で大阪府平均を下回っています。ここで大阪府平均と比較すると大阪市の小学校は直近の 2025 年、2026 年、全国学力・学習状況調査、小学校の国語、算数いずれも大阪府平均に達しています。中学校も大阪府平均にほぼ並んでいます。全国学力・学習状況調査の結果だけではなく、大阪府独自の調査で中学校の改善を確認できます。大阪府の中学生チャレンジテストで、2025 年度大阪市は多くの学年教科で大阪府平均を上回りました。学力向上推進事業を行う前と後の大阪府の中学生チャレンジテストの成績の変化です。令和５年から大阪府に追いついて、それまでは大阪府平均を下回っていましたが段々上がってきました。令和７年から大阪府平均を上回るようになりました。それに伴って、無解答率は大阪府平均を下回るようになりました。これはいいことです。全国学力・学習状況調査結果に戻ります。大阪市の 2026 年度の成績を学力向上推進事業の施策開始前の 2017 年と比較すると国語、算数ともに成績が有意に上昇しています。2026 年度、中学校では数学が有意に上昇しています。国語では有意な上昇は見られませんでした。そもそも学力上位思考、私立や国立に進学する生徒が少なからずいることも考えると、中学校の結果は平均点や順位だけでなく社会経済的背景、学力に課題がある生徒、非認知能力など、より広く複数年にわたって見ていく必要があります。そこで２年前にさかのぼって 2024 年を 2017 年と比べると国語、数学とも有意に成績が上昇していました。同じく 2025 年の中学校と 2017 年とを比べると成績は有意に上昇しています。以上の学力の変化を踏まえて、非認知能力の「粘り強さ」がどのように変化しているか見ていきたいと思います。小学校も中学校も肯定的回答が次第に高くなっています。事務局の説明にありましたように、この表は全国学力・学習状況調査で学力に課題が見られる区分Ⅳの児童生徒の割合の推移を用意しました。大阪市は全国より高く、特に中学校で下回っています。そこで、大阪市は学習に困難を抱える子どもに直接支援を届ける取組を進めています。まず区分Ⅳの中でも特に支援を必要とする児童生徒に４つの研究校で重点的な支援を行いました。その結果、支援対象児童の標準化得点は国語、算数で上昇してきました。注目したいのは、支援対象以外の区分Ⅳの児童に改善が見られたことです。支援対象児童を除いた区分Ⅳの児童の標準化得点は、国語で 10.4、算数で6.8上昇しています。次に２年間継続して支援を受けた児童の標準化得点は、国語、算数ともに上昇しています。必要な子どもに継続して支援していくことがこの取組の特徴です。2026 年度は、支援を小学校・中学校 120 校に拡大しました。成果を出した仕組みを広げ、大阪市全体の学力の底上げをめざしています。このような取組もあり、大阪市の児童生徒の自己肯定感は次第に上昇しています。大阪市の学力は大阪府平均にほぼ並び全国平均にも近づき、非認知能力も改善し、社会経済的背景の厳しい学校も改善が見られてきました。これは、これまで大阪市が教育について一貫した方向で取り組んだ功績です。そして、事務局がそれを長いスパンで実施してきたことによるものです。今後は学力に課題のある子どもをどこまで伸ばせるかも重視して誰一人取り残さない教育を全市的に進めていきたいと考えています。ご清聴ありがとうございます。

司　　会：ありがとうございました。続きまして、学校現場の皆様よりご意見をお願いいたします。

乗京校長：失礼いたします。大阪市立西天満小学校の乗京でございます。学力向上にかかわりましては、これまで大阪市教育振興基本計画に則り各学校においても、学力向上のための様々な施策、資料等を活用し、努力してまいりました。本市の学校におきましては、学力に大きく影響するという社会経済的背景の課題がある中で、授業改善

の取組等、学校力を生かして取り組んできた結果、一定の努力の成果は出ているものと思うところでございます。しかしながら、正答率の分布やばらつき等は学校によって多種多様です。また、学習に関する課題もテストの点数だけが価値基準になっていること、また一方で、児童が自己肯定感を見失っていることや学習に向かう意欲が低下していることなど、個々の学校においても児童においても様々です。そこで、これまで区分Ⅳ、いわゆる学力に課題が見られる層への手厚い学力向上事業を進めていただいておりましたが、今年度からはさらに区分Ⅱ、Ⅲのボリュームゾーンに対する手立ての充実も行っていただいております。また区分Ⅳへのさらなる支援として、先ほどの事務局からの説明にもございましたように、ブロック化による学校支援事業の国語、算数、数学の学びサポーターの配置を今年度から行っていただいております。配置のある学校からは担任との短時間の情報共有を行いながら、児童一人一人を丁寧に見取り、困り感を把握することができている、それをもとに、適宜声かけをし、児童に寄り添った支援を行えていると話を伺っております。小学校２、３年生でのつまずきはその後の学習への興味関心や学習理解度に大きく影響することから、この個別支援の施策について、学校現場の校長として大変ありがたく感じているところでございます。また、こうした学力調査の結果及びそれに基づいた取組も大変重要でございますが、テストの結果だけではない不登校をはじめ、多様化する子どもたちに対する教育の在り方、学びの在り方も問われています。次期学習指導要領の策定に向け議論されている内容は、学校現場でも非常に注目しているところでございます。特に学びに向かう力、人間性等の部分において具体的に初発の思考や行動を起こす力、好奇心、学びの主体的な調整、他者との対話や協働、学びを方向づける人間性という４つの要素に整理、構造化されており、古くよりこれまで私たちが大切にしてきた大阪の教育の根幹であります。これには授業改善及び教員の指導力の向上が両輪として不可欠ですが、これらを踏まえるべく、ティーチングエンパワーメント事業や大阪市非認知能力調査モデル事業等、新しい事業にも取り組んでいただいております。学校現場としましては、これらを有効に活用させていただきながら、学齢期だけを問題にするのではなく、将来にわたって学ぶ、常に学び直すチャンスを子どもたちが感じるということを大切に取り組んでまいる所存でございます。以上でございます。

司　　会：ありがとうございました。それでは皆様からいただきましたご意見等を踏まえまして、ご協議をいただきたいと思います。ご意見いかがでしょうか。赤木さん、よろしくお願いいたします。

赤木委員：これまで 2017 年からの大阪市教育委員会、そして学校現場の不断の努力による学力向上に敬意を表します。さらに今後、誰一人取り残さない学力の向上、教育の実現のために今年から国語、算数、中学校では数学において学びサポーターの配置を行うというプロジェクトは高い効果が見込めるすばらしい取組だと考えております。ここで提案ですが、学びサポーターにぜひ定年退職した教員、あるいは将来教員をめざす学生、院生の積極的な活用をお願いしたいと思います。個別最適な学びには今後デジタル教科書、デジタルドリル等を含めた生成 AI の活用が見込まれると思いますが、あわせて生身の人間によるサポートを欠かすことなく行っていただきたいと思っています。以上です。

司　　会：ありがとうございます。今、学びサポーターの登用等についてご提案いただきましたが事務局どうでしょうか。

安倍所長：ありがとうございます。人材としましては教員の経験がある、あるいは教育に興味

のある、これからを担う学生などの登用の方をしっかり進めていきたいと思います。ありがとうございます。

司　　会：ありがとうございます。他にご意見はいかがでしょうか。森さんよろしくお願いいたします。

森 委 員：ありがとうございます。赤木さんと同じように、私もこの持続的、継続的に、かつ、データをきちんと取りながらエビデンスに基づく政策、そして施策の運営をされてきたことに対しまして本当に敬意を表したいと思います。ありがとうございます。今後もこのような形で続けていただくということは、一教育委員としても非常にありがたいことですし、そのような形で議論ないし施策を推進展開していくというスタイルは、ぜひ大阪市で堅持していただきたいと考えております。その中で私も赤木さんと同じように、学びサポーターの役割は非常に大きいかと考えております。先ほど校長先生からご報告がありましたように、いわゆる困り感の把握といったところで、やはり複数の見守りの目、監視の目ではなく見守りの目があることによって、様々なサインに気づきやすい環境というのが形成されるかと思います。特に小学校２年生、３年生、個人差はあるかもしれないですけれども、自分の思いや気持ちを、場合によっては言葉にすること自体が難しいお子さん、これは、どの年代でもそうかもしれないですが、そうした言葉にならない思いや、しんどさといったことを何かしら気づくチャンスがあるというのがすごく重要になるかなと思います。もちろん授業の力量といった教育の狭い意味の方法的、スキル的な向上というのは大事になってこようかと思いますが、それを発揮できるような、さらに、教師同士もそうした技量、力量を高め合うような有機的で総合的な環境があってこそ、そうした個々の力量というものは生かされてくると思いますし、それは児童生徒に対しても同様だと思います。ですので、そういう見守りの目があって子ども自身が自分の持っている力を発揮できる、もっと言うと子ども同士の関わりが安心安全な環境の中で発揮される、その安心安全な環境というものは、学校全体で風土としてそれぞれの特色を生かしながら形成されていくものだと思います。この学びサポーターがすべてそれを担っているというとかなり責任が重くなってしまうので、そういう意味で言っているのではなく、むしろ重要なパーソンといいますか、立ち位置として位置付けられるのではないかなと考えています。そこで社会情動的スキル、非認知能力か非認知的スキルと呼ばれるものも連動して発揮といいますか、育成されてくる、育まれてくるということになろうかと思います。２、３年生が個々、何かにつまずくことはあると思いますが、大事なのはどこで誰がどのようにつまずいているかといったものを把握できるような、そしてそれをその子のためにフィードバックできるような、ゆとりを伴った環境があるかどうかというのがやはり重要になってこようかと思います。個々の能力に着目するだけではなく、個々の能力が社会関係資本のような形で発揮できるような、そうしたことを、このような具体的な実証的なスタンスでもって展開していただくというのが、冒頭申し上げたとおりすごく大事になってこようかと思います。少し長くなりましたけれども、改めてありがとうございます。これからもよろしくお願いしたいと思います。

司　　会：ありがとうございます。今年度から始まったところですので、なかなか現状というところ難しいと思いますけれども、今、森先生がおっしゃっていただいたような安全安心等そういったことも含めまして、現状何かあればお願いいたします。

安倍所長：ありがとうございます。まずエビデンスに基づく施策ということで、こちらの方も２年間の試行実施を受けまして、今年から展開ということですので、しっかりと検証していきたいと思っております。現状としまして、すでに９月まで取り組んでき

た中でも声が上がっておりますのは、おっしゃっていただいたとおり、少し離れたところで、そばにいる、声かけをするということでも、子どもたちが安心感に繋がっているようでして、学習に前向きに取り組むことができるように変わってきている姿が上がってきております。また担任の先生とサポーターとの間で子どもの様子に関する話題がやはり活性化しまして、情報共有ができているということです。そのことで先生方の業務改善にも繋がっているという声が上がっております。またこれからもしっかりと聞き取りながら、少しでも向上していきますように取組を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

司　　会：ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。古川さんお願いいたします。

古川委員：ありがとうございます。これまでの取組ということでのお話も聞かせていただいて、これまでも各学校で全国学力・学習状況調査に関しての課題も公表されていまして、それぞれの学校の事情に応じて取り組んでおられるというのは、拝見していましたが、今おっしゃったように、子どもの意欲や関心などを大事に、例えばこのサポーターの方が個別の支援をしていただくことで、自己肯定感が高まる、学びに向かう力が高まるというのは非常に意味があると思いますので、それが試行実施から120校に展開ということで、ぜひ中間段階におきましても、こういうふうに短時間で担任の先生とサポーターの方が子どもに関しての情報共有ができていて、それが日常の話題になっているというのは本当にすてきな習慣であると思いますので、そういった好事例というのでしょうか、中間の段階ではありますけれども、この後半に向かって各学校で共有していただいて、ぜひそういった子どもたちに良い取組になることをとても願っておりますし、楽しみにしております。よろしくお願いします。

司　　会：ありがとうございます。後押しをいただけるようなご発言ありがとうございます。
他にご意見いかがでしょうか。長谷川さんお願いいたします。

長谷川委員：私も他の委員の方と一緒で学びサポーターの拡大には期待しております。その中で学校とサポーターとのコミュニケーションのところが少し心配ではありましたが、先ほどのお話も伺って情報共有ができているということだったので安心しています。ただその中でやはりそこがうまくいかずにトラブルになるということもあるかと思うので、その辺りも学校任せにするのではなくて教育委員会からも適宜支援をいただけたらいいのではないかと思っています。よろしくお願いいたします。

司　　会：ありがとうございます。いろいろと後押しいただけるようなご意見をいただいたと思います。引き続き、今年度からですけれども、国語、算数、数学の学びサポーター、学力向上の方もこれまでの施策成果を上げているということですので、進めてまいりたいと思います。それではただいまの協議内容を踏まえまして、横山さんよりご意見お願いいたします。

市　　長：ご協議いただきましてありがとうございます。まず学力向上施策につきましては、シンクタンク統括室によるデータ分析によりまして、この間の取組の成果と課題がそれぞれ明らかになり、昨年度の総合教育会議におきましても、教育振興基本計画改訂に合わせて再構築を行っていくということを議論いたしました。事務局からご説明いただきましたとおり、今年度の全国学力・学習状況調査の結果は、概ね同水準を維持しているということですが、まだまだ改善の余地もあろうかと思います。引き続き、学力の伸び悩む児童生徒への支援といった形できめ細やかな支援を進め

ていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。大阪市の学力が最も低いと言われていた時代から改善されてきているということは、今日ご説明もいただきました西村事務局顧問によるご支援をはじめ、現場の先生方と教育委員会との連携があってこそだと考えております。これからの経済や社会全体におきまして、デジタル化とまた AI、人工知能の活用が急速に進んでいくことが見込まれる中で、すべての子どもたちに AI に置き換えられない人間ならではの知性を磨くという教育を保障することが必要であると考えております。これからの教育施策の推進におきましても本日の議論により確認された内容に沿って進めていただき、今後もシンクタンク統括室で多面的に分析を行っていただいて、よりよい教育の方向性を見いだしていただきたいと思います。すべての子どもたちへのよりよい教育の実現に向けまして、私としても引き続き教育委員会と一緒になって取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

司　　会：ありがとうございます。続きまして、多田さんより一言お願いいたします。

多田教育長：貴重なご意見たくさん賜りまして本当にありがとうございます。学力向上の取組に関しましては、本市の教育委員会といたしましても喫緊の最優先の課題ということで、いろいろな場で繰り返し議論を重ねてまいりました。今年度からは先ほどご紹介もございましたけれども、学力向上施策の再構築を行いまして取組をスタートしたということでもございます。本市の子どもたちのいろいろな形での成果課題について、様々な角度から分析をしまして、よりよい方向性を見出していくことが重要と考えております。そして西村事務局顧問をはじめといたしまして様々な知見をいただき、あるいは学校現場からの率直なご意見もいただきながら、シンクタンク統括室によるビッグデータの分析などをとおしまして、実態をしっかり把握して、そして明らかとなった成果課題につきましては、学校現場と教育委員会一体となって、しっかりと改善を図って取り組んでいきたいと思っております。大阪の子どもたち、多様なバックグラウンドを持っております。自ら考えて、自ら選んで生涯にわたって学び続ける力を身につけることを通じて、未来を切り拓く生き抜く力を身につけていく、そういうことで引き続き取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

司　　会：ありがとうございました。それでは議題１の学力向上の取組については終わらせていただきたいと思います。

司　　会：それでは次の議題にまいります。議題２になります。「学校園の働き方改革について」、教育委員会事務局より説明をいたします。

杉本部長：教務部長の杉本でございます。私の方から議題２「学校園の働き方改革について」ご説明します。資料１ページをご覧ください。昨年度、いわゆる給特法が改正され、教職調整額の引き上げなどの処遇改善が図られますとともに、教員の取り巻く環境を改善し、よりよい教育を実現するために、働き方改革を一層推進することが規定されました。また、教育委員会が講ずべき措置として、「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定」、「計画の策定・変更時の公表及び総合教育会議への報告」、「毎年度の計画の実施状況の公表及び総合教育会議への報告」がそれぞれ義務づけられております。本市ではこの計画に当たるものとして、昨年度の総合教育会議でのご協議を経て、本年１月に「学校園の働き方ビジョン」と「学校園における働き方改革アクションプラン」を策定公表したところでございます。本日は、「毎年度の計画の実施状況の報告」として、第２期「学校園における働き方改革推進プラン」の取組結果をご報告し、「計画の策定・報告及び変更」として、「学校園の働き方

ビジョン」と「学校園における働き方改革アクションプラン」についてのご報告と「働きがい満足度の向上に関する目標」の設定案についてご説明したいと考えております。２ページをご覧ください。まずは「毎年度の計画の実施状況」として、第２期「学校園における働き方改革推進プラン」の取組結果をご報告いたします。２期プランでは、教員の「働き方満足度日本一」をめざし、令和５年度から７年度までの計画期間として取り組んでまいりました。また、２期プランでは目標を２つ掲げておりまして、目標１につきましては、時間外勤務時間が月 45 時間、年 360 時間以内といった原則の基準の遵守率を、目標２につきましては、年 720 時間、月 100 時間以内など、一時的突発的な基準の遵守率をそれぞれ 10 ポイント改善するものとしております。結果につきましては、３ページをご覧ください。設定した２つの目標につきまして、目標１は 13.0 ポイントの改善、目標２は 10.8 ポイントの改善といずれも目標達成しており、時間外勤務時間の縮減が着実に進んでいる状況となっております。４ページをご覧ください。目標の達成状況を校種別にお示しした資料となっております。左側表の上から幼稚園、小学校、中学校の状況を記載しております。幼稚園につきましては、令和７年度の月平均時間外勤務時間が 19 時間 14 分で、令和４年度と比較して２時間 39 分減少し、特に基準２は遵守率 99 パーセントを達成するなど、高い水準で推移しております。小学校につきましては、令和７年度が 21 時間 52 分で５時間 15 分減少、基準１・２ともに 10 ポイント以上の改善となっております。中学校につきましては、令和７年度が 36 時間 12 分で５時間 28 分減少、基準１・２ともに 10 ポイント前後の改善と着実に改善している状況ではありますが、さらなる改善が必要な状況となっております。国からは、令和 11 年度までに時間外勤務時間を「月平均 30 時間程度」に削減することが目標と示されておりますことから、今後につきましても、継続的かつ計画的に様々な取組を推進し、時間外勤務時間の縮減を図ってまいります。５ページをご覧ください。２期プランでは、長時間勤務の解消だけではなく、働き方における満足度を数値化し、計測を行ってまいりました。右側の表にありますように、勤務時間や業務量など９つの項目についてアンケートを用いて満足度を数値化しております。１番上の勤務時間の満足度がプラス 0.3 ポイントと改善幅が最も大きくなっており、時間外勤務の縮減による効果であると考えております。左のグラフは満足度指数の推移をあらわしております。令和４年度が 60.9 ポイントであったのが、令和７年度は 65.1 ポイントと約 4.3 ポイント満足度が高まったという結果になっております。続きまして、「計画の策定報告及び変更」につきましてご説明いたします。６ページをご覧ください。本年１月に策定しました「学校園の働き方ビジョン」の概要版となっております。これまでの働き方改革に関するプランは、計画期間において設定した目標達成のための行動計画となっており、働き方改革において最終的にめざす姿を明確に示すことができておりませんでした。働き方改革を実現するためには、中長期的な目的や方向性を示し、一貫性のある取組を積み重ねていくことが重要であるという観点から本ビジョンを策定しております。本ビジョンが最終的にめざすものとしては、教員の採用から退職まで、誰もが「働きやすさ」と「働きがい」を実感しながら自己実現できる職場環境を整えることで、教員一人ひとりがいきいきと子どもたちに向き合い、それぞれの熱意と専門性を発揮して、すべての子どもたちへのよりよい教育を実現することでございます。これまで第１期及び第２期プランの取組によって、長時間勤務は着実に減少していますが、精神疾患による休職者割合の高止まりや普通退職者の増加、教員採用テストの受験者減少など、解消すべき課題は残っておりますため、学校現場と教育委員会がしっかりとビジョンを共有した上で、教職の魅力を向上させる総合的な取組を推進してまいります。資料７ページをご覧ください。「学校園における働き方改革アクションプラン」の概要版となっております。本アクションプランにつきましては、「学校園の働き方ビジョン」を実現するために、具体的な取組や計画期間における目標を示す行動計画となっております。計画期間は令和８年度から 11

年度までの４年間となっており、「長時間勤務解消」及び「働きがい・満足度向上」それぞれの観点から目標を設定しております。右上にありますように、長時間勤務解消の目標につきましては、令和 11 年度末に教員の１ヶ月当たりの平均時間外勤務時間について、中学校 30 時間以下、幼稚園及び小学校 20 時間以下にするとしております。また、「働きがい・満足度向上に関する目標」につきましては、令和８年度から実施するワークエンゲージメントに関する調査を踏まえ、今年度中に設定するとしており、その目標案につきましては後程説明いたします。資料の下部にアクションプランで推進する主な取組についてお示ししております。新たな取組で申しますと、「通話録音装置、音声ガイダンスの導入」がございますが、現在、学校園において順次、録音装置の導入が進んでいる状況となっております。また、次の議題で取り上げられますが、「学校園における課題解決への支援」として、学校園と保護者等とのよりよい関係づくりのための冊子を作成したほか、学校園への支援体制の構築についても、検討を行っているところでございます。引き続き、様々な取組を通じて、「長時間勤務の解消」及び「働きがい満足度の向上」に努めてまいります。８ページをご覧ください。今年度に設定するとしております、「働きがい・満足度の向上に関する目標」につきましてご説明をいたします。本市が抱える精神疾患による休職者割合の高止まりや普通退職者の増加などの課題を解消するためには、長時間勤務の解消だけではなく、多様な教員がいきいきと働き続けることができる環境を整えるなど、「働きがい満足度」を高めていくことが必要であると考えております。働きがい満足度向上を図るためには、仕事への誇りや活力を感じるといった個人のやりがいを示す「ワークエンゲージメント」と職場で支え合いながらいきいきと働ける環境を示す「職場の一体感」を高めていくことが特に重要となります。「ワークエンゲージメント」と「職場の一体感」につきましては、今年度から導入する 80 項目版のストレスチェックを活用することで測定が可能となっております。新たな目標の設定案としましては、ストレスチェックにおける「ワークエンゲージメント」と「職場の一体感」の各項目において、回答結果がそれぞれ４点満点中 2.8 点以上、70 パーセント以上となることをめざしてまいりたいと考えております。なお、今回から新たな調査方法を用いて数値を測定するため、11 月頃に出る結果を確認した上で、想定と乖離がある場合は、改めて目標値を見直し、設定してまいりたいと考えております。説明は以上となります。ご協議賜りますようよろしくお願いいたします。

司　　会：ただいま、第２期のプランの取組結果と新しいビジョン、アクションプランについて、それから今年度中に設定をいたします、働きがい満足度の向上に関することについてご説明をいたしました。続きまして学校現場の皆様よりご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

平田校長：天満中学校の平田でございます。学校現場からの意見を述べさせていただきます。学校園への働き方につきましては、これまで２期にわたる働き方改革推進プランに基づきまして、様々な事業や施策等によって推し進めていただき、業務効率の改善による長時間勤務の減少、教職員の心身の健康の向上が図られてまいりました。現場でもとてもそれは実感しております。先ほどのご説明でもありましたように、教員が専門性を存分に発揮できる環境づくりを今後も力強く進めていただけることに感謝申し上げます。しかしながら、社会の急速な変化に伴って、「〇〇教育」や「何々学習」というものが増加しております。あわせて学校への教育内容が非常に高度化、複雑化、多様化し、学校園の業務量が増大の一途をたどっております。本来、学校園は子どもたちの未来の幸せのために教育をするところであると考えております。しかし現状は、子どもたちの現在のための教育をも包摂しかつ重大な責任を負っております。例えば、いじめ、虐待、貧困、不登校、多文化共生など、子ど

もたちの今の幸せを保障するための教育の比重が大きくなってきております。学校園業務の特殊性として３点ございます。１つ目は、保護者や生徒からの多様なフィードバック、責任、評価を直接受けるということ。２つ目は、教育実践の良し悪しを図る明確な尺度がなく、正解が見えにくいということ。３つ目は、仕事の境目がなく、責任範囲が拡大し続けているということ。ある教育雑誌の記事によると、教員は時間外勤務時間よりも情緒的疲労を減らすことへの期待が高いという結果が掲載されておりました。教員の仕事は感情労働と言われます。単に勤務時間を減らすだけでなく、教員の心理的な負担に目を向ける必要があると考えます。その点、今回のアクションプランでは、働きがいの部分にも焦点を当てていただき、今後示されるワークエンゲージメントの主観的指標とその結果にも注視していきたいと思います。本校教員へ「やりがいを感じるときとはどんなときか」とインタビューをさせていただきましたところ、「授業がうまくいったとき」「子どもたちがやりきった姿を見ることができたとき」「クラスが１つになったとき」に特にやりがいを感じ、逆に「やりがいをなくすときはどんなときか」との質問には、「授業準備に時間をかけられずに授業してしまったとき」という回答が多くありました。次期学習指導要領では、子ども、教員の余白の創出をうたっております。今後の人材確保の観点からも、教員が余白を感じられる職場環境づくりが必要と考えます。責任に見合う処遇の早期改善にも期待しつつ、管理職を含め意識改革に頼らない制度としてのさらなる働き方改革を着実に推進していただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

司　　会：ありがとうございました。現場の実情と負担についてご意見をいただいたと思っております。それではご協議をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ご意見いかがでしょうか。赤木さん、お願いいたします。

赤木委員：学校園の働き方改革についても多方面からのアプローチ、例えば教員の負担軽減や課題解決支援、教員研修、ハラスメント対策、地域連携等で改善を図っていることがデータから読み取れます。同時に、単に時間外勤務の負担を減らすだけでなく、働きがい、やりがい、満足度指数にも注目して教員という職業の魅力を高めつつあることは大いに評価できます。今後はこれらの教職の魅力というものをぜひ次世代の若者、高校生、大学生に向けて効果的に発信していただきたいと思います。そして、やる気のある、熱意のある、すぐれた教員の確保に努めていただきたいと考えます。以上です。

司　　会：ありがとうございます。なかなか教員の確保というところは、大阪市においても、全国的にも課題となっているかと思いますけれども、いろいろと工夫をしているところだと思いますが、事務局から何かございますか。

杉本部長：ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、教員の魅力を高めて、教員志望の人が増えてということは同じように考えております。今、本市でも、大学生ではなくて高校生から教員の魅力を広めるような形で取組もしております。今後それに繋がって教員が増えればと思っています。ありがとうございます。

司　　会：他にご意見いかがでしょうか。森さん、お願いいたします。

森　委員：ありがとうございます。最初のテーマでも少し私が述べたこととも関連するかと思いますが、やはり働き方改革というのは単に本当に時間の削減、縮減だけの話ではなく、校長先生からもご報告あったような、まさしくやりがいをいかに充実した形で感じるかだけではなく、それが具体化できるかどうかというところが外してはな

らないポイントになろうかと思います。すごく的確な視点で示していただいた３つ、教職の特徴といいますか、多様なステークホルダーからのフィードバック、正解がわからない中で取り組むという不確実な状況の中でいかに取り組むか、そして仕事に限界がない、これは無境界性とも言われますけれども、教育、指導という言葉をつけたらみんな学校や先生の仕事になってしまうと言われるくらい、今現在拡大している中で、現在的な目の前の課題をとにかく対応していかないといけない状態になっているというのはおっしゃるとおりかと思います。だからこそ、先生方自身が単に時間的余裕があるというよりも、自分たちで自立性を発揮しながら、そしてまた個人で対応が難しいところは協働的な力を発揮するウェルビーイングについての研究が最近進んでいますけれども、認知的、身体的そして心理的、そして社会的という側面が結構重要になり、教師個人だけで見るのではなく、そしてまた身体的な負荷だけではなく、ある種心理的な、加えて社会関係的な側面、そうした点からもウェルビーイングの維持向上は視点として重要ではないかということが OECD 等でも指摘はされています。関連する報告をしていただいたところで私自身も非常に意義が大きいと感じております。基本的に８ページにあります新しい取組の方向性として、ワークエンゲージメントと職場の一体感をどちらも調査するというのは、非常に有益な調査になろうかと考えており、データとして重要な指標になるのではないかと思います。ただ先ほどのご報告等兼ね合わせますと、見直すときに目標値の設定の見直しという観点だけではなく、例えば授業の準備の時間がないなど教師の専門性もしくは専門職としての教師にとって余裕がない状態、そのようなことが見えるか見えないかというところが重要になると思います。そのため、この調査結果を単に連動しているか、していないかの話ではなく、専門性が必要な教師という専門職でこの２つの調査が何を表しているのかという分析、解釈が重要になると思います。その意味では、どの仕事も専門性はありますが、ここでは学校園も含めて教職の中でどういう課題が見えてくるのかというのを分析してみないとわからない部分もあるかと思います。ですので、そうしたことができるだけ見える化、そしてまたその見える化されたエビデンスをもとに政策展開できるような形で調査自体、方法も含めてブラッシュアップしていただける方向性をお考えだと思いますが、改めて考慮いただけるとこちらとしてもありがたいと思います。私からは以上です。よろしくお願いします。

司　　会：今ご示唆いただいた点について事務局から何かございますか。

杉本部長：ありがとうございます。以前の調査ではアンケートだったので、教員の負担になるという声も踏まえまして、全職員が実施しているストレスチェックを活用することで、負担軽減とすべての教員の働きがい満足度を図ることができ、また部署や事業所レベルで心理的要因や労働者の仕事への関わり等も測定できますので、一旦今年度は、ストレスチェックで進めたいと思っております。おっしゃっていただいたように、そこで深掘りするなど、新たな調査方法や追加の調査が必要であるという場合に調査方法をプラスするなど見直しをしてまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

司　　会：ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。古川さん、お願いいたします。

古川委員：ありがとうございます。ビジョン、アクションプランをずっと説明いただいていて、特にアクションプランについては、教育委員会として取り組むことと、それから学校の中で取り入れてもらえたらいいなと思われることなどが具体的に盛り込まれていたと思っておりまして、先ほど校長先生のお話もお伺いして、本当に教員からヒ

アリングしていただいたことは大切な内容だと思っています。身近な２年目、３年目の小学校の教員をしている卒業生と話をしてみますと、教科担任制や授業の持ち方の工夫が進むことで、最初は戸惑ったけれども、先輩に学ぶ機会ができた、少し心の余裕ができたということ等も聞いておりまして、教育委員会も学校もみんなでそういう方向を向きながら、取り入れていくことを工夫できたらいいと思っております。よろしくお願いいたします。

司　　会：ありがとうございます。個人で抱え込まないというところ、組織として動いていくというところは議題３のところにも繋がっていくと思いますけれども、こういった観点は今までもご意見いただいていたと思いますので、引き続き取り組んでいきたいと思います。またいろいろとご意見お願いいたします。長谷川さん、よろしくお願いいたします。

長谷川委員：先ほど森委員からあった指標のところですけれども、今回ストレスチェックの３項目を使うということで、少し評価項目としては減るのかなと思っています。例えば、自分の能力が発揮できているのか、将来のキャリアに繋がると思うかといったこれまでの評価項目が、その３項目に必ずしも含まれるわけではないようにも思うので、そこも取り入れる必要がないかなど、指標をどうするかの見直しは今後もお願いできたらと思います。もう１つは、その指標の変化だけではなくてやはり個々の意見、先ほどの、どういうときにやりがいを感じてどういうときにそうではなかったというところを、個別の意見を聞くことが、おそらく他の先生方の同じような困り事になり、それを全体としてどう改善できるかというところにも繋がると思うので、声を拾うというところも引き続き行っていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

司　　会：ありがとうございます。今２点、指標の見直しのところと意見を拾っていくというところについてご意見いただきましたが、事務局の方何かございますか。

杉本部長：指標の見直しは先ほど申したとおりで検討していきます。モニタリングということで、働きがいというよりかは超過勤務が多い職員が１日どういう過ごし方をしているのか、平均ではなくて個別に見ていかないと今後対策がなかなか続かないとは思っておりますので、モニタリングしていく中で今おっしゃっていただいたようなやりがいや働きがいというのをどこで感じるか、何に対して満足を得ているかというところもモニタリングする中で検討させていただき、今年度の調査結果も踏まえて、いろいろな項目を考えていきます。ありがとうございます。

司　　会：ありがとうございます。他にご意見はいかがでしょうか。いろいろとご協議いただきましたが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。それではただいまの協議内容を踏まえまして、横山さんよりご意見をお願いいたします。

市　　長：学校における働き方改革を進めていく上で、大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。教員の時間外勤務について、まず現状の報告をいただきました。順調に縮減が進んでいるということですので、今後は教員一人ひとりの個別的な要因を分析するといった形で、引き続き長時間勤務解消に向けた取組を進めて欲しいと思います。よろしくお願いします。また次の段階としては、この働きやすさと働きがいを実感するといった形で、働きがい満足度の向上に取り組むことが重要だと思います。教員の熱意と専門性がこれまで以上に発揮できる環境を整えることで、「自分も将来先生になりたい」、「この先生に出会えてよかった」と多くの子どもたちに思ってもらえるように、教職の魅力向上に取り組んでいただきますとともに、学校園における働き方改革を推進していただきたいと思いますので、よろし

くお願いいたします。

司　　会：ありがとうございました。続きまして多田さんより一言お願いいたします。

多田教育長：本当にたくさんの貴重なご意見ありがとうございました。今年１月、昨年度末で働き方ビジョン、それからアクションプランということで策定いたしまして、今年度から実践段階に入っているということでございますけれども、大阪のすべての子どもたちへよりよい教育を届けるということを実現するということのためにも、やはり教員一人ひとりがいきいきと子どもたちに向き合う時間を確保すること、働きがいを高めることが本当に大事だと思っておりまして、教職の魅力を向上させるためにも、総合的な取組ということで、いろいろな手法を組み合わせて、その中でまた改善をして、さらによりよいものにつなげていくことが大事かと思っております。引き続き、市長のご理解もいただきながら、教育委員会、学校と一体となって進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

司　　会：ありがとうございました。それでは続いての議題にまいりたいと思います。

司　　会：今の議題２にも繋がりますけれども、議題３につきましては、「学校園における課題解決への支援」につきまして、取りあげたいと思います。教育委員会事務局より説明をお願いいたします。

中道部長：失礼いたします。指導部長の中道でございます。私の方からは、「学校園における課題解決への支援について」ご説明いたします。右肩１/７ページをご覧ください。上の部分に現在の学校園の課題を入れております。社会環境の多様化、複雑化により、一部の保護者等からの過剰な苦情や不当な要求など、学校園だけでは解決が難しい事案が、学校園運営上の大きな課題となっております。この点につきましては、文部科学省がこうした対応を学校園以外が担うべき業務として示し、また一部の自治体でも、教育委員会が支援する取組を始めております。本市の取組といたしましては、中央の４項目について取組を開始しております。左上、７月から先ほどもありました電話の通話録音装置の運用、右上、４月に教職員向けの冊子を配布、左下、６月には保護者・地域の皆様に「ともに子どもを育てるパートナー」としてご協力をお願いするチラシを作成いたしました。そして右下、夏期休業期間には全教職員にe-ラーニング研修を実施しております。その上で、下の検討中の部分になりますが、過度な要求や不当な言動を受けた場合に、学校園を支援するための新たな支援体制の構築を検討しております。本日はこの点についてご説明いたします。では次のページ、２/７をご覧ください。体制構築の必要性をまとめております。左側が国の方向性です。文部科学省は、「行政による学校問題解決支援体制構築」を進めております。また労働施策総合推進法が改正され、本年 10 月１日から施行予定となっております。これによりまして、その下の教育委員会にいわゆる「カスタマーハラスメント」の防止措置が義務づけられます。その下、学校設置者が、取り組むべき対策としまして、抑止のための措置が求められ、弁護士に対応の代理を依頼することなどが例示されております。中央が本市の施策でございます。先ほども説明がありましたが、「働き方改革アクションプラン」で管理職の負担軽減と持続可能な学校園運営を掲げ、大阪市スクールロイヤー事業 SSET により、弁護士、臨床心理士等の助言を行ってまいりました。右側が本年１月の総合教育会議における市長のご発言の要旨でございます。まず１つ目の■ですが、過剰な要請や不当な要求について実効性のある対応を進めていく必要がある。そして２つ目の■、同時に、保護者等への適切な支援を両立させることが大切であるとご発言いただいております。これらを踏まえまして、下段にあります令和９年度から教育委員会が主体となって、直接継

続的に介入する支援体制の構築を検討するものでございます。既存の SSET による法的助言や研修等の取組は継続した上で、なおも学校園単独での対応が困難となった案件を対象といたします。次の３/７をご覧ください。対応が困難な案件の中身でございます。上の段が過度な要求の例でございます。教職員の退職を求める、相応な理由なく担任の変更を求める、正当な理由なく優遇を求めるといったものでございます。下段が不当な言動で、６つに整理しております。人格を否定する「精神的な攻撃」、大声で怒鳴る土下座を強要するといった「威圧的な言動」、同じ要求を繰り返す「継続的・執拗な言動」、面談の終了に応じない「拘束的な言動」、そして「身体的な攻撃」「差別的・偏見的な言動」でございます。次の４/７をご覧ください。学校園現場の実情でございます。左側の部分は、５月に学校園に対して実施した調査結果になります。まず左上、１ヶ月に何件の困難な対応があるかに対しては、幼稚園では 68 パーセント、小中学校では 80 パーセント以上が１件以上の対応があると回答しております。次にその横、２週間以上続く対応につきましては、小中学校の約 80 パーセントがあると回答しております。左下、対応の状態につきましては、「繰り返しの連絡」や「長時間対応」が約 70 パーセントとなっております。そしてその横、先生たちの負担感につきましては、小中学校で 81 パーセントが「非常に大きい」または「大きい」と回答しております。右側は実際に長期化、深刻化した事例を一部掲載しております。１件目は保護者説明会や市教委からの謝罪、記者会見などを求められ、学校の面談、電話が約１年間で 30 回以上、市教委への電話も 50 回以上、長いときには１回、５時間以上に及んでおります。２件目は、学校の指導に対する要望が小学生のときから数年にわたり継続し、１回、１時間から２時間の電話が繰り返され、来校面談は４時間以上のこともございます。３件目は、侮辱、恫喝に発展して、対面での協議が困難となり、指導主事の対応だけで合計 15 時間以上を要しております。４件目は、書面での回答を学校、市教委合わせて 20 回以上求められ、その書面作成等に合計 150 時間以上を要しております。これらはすべて通常の業務と並行して発生しております。１つの案件で、学校園も教育委員会も本来の教育活動、学校の業務から離れざるを得ない状態になります。続きまして５/７ページをご覧ください。構築を検討しております体制の案でございます。教育委員会事務局指導部のもと、４つの教育ブロックそれぞれに専門職チームを常設設置することを想定しております。構成は例でございますが、左に、保護者等への直接対応や法的判断を担う弁護士、中央、学校園運営の助言や管理職支援を担う校長 OB、右に福祉的心理的な視点からケースアセスメントを行う支援員を考えております。これは専門職チームが連携し、学校園を組織的に支える体制でございます。体制につきましては、現在、関係機関と調整検討を進めている段階でございます。次に６/７をご覧ください。支援を開始する判断の要素とその流れでございます。左側をご覧ください。判断の目安ですけれども、先ほども説明をいたしました過度な要求、不当な言動等により、教職員の就業環境が害されるレベルに至っているかどうかなどでございます。その具体例として、①過度な要求、②不当な言動をそれぞれお示ししております。右側がフローでございます。①として、学校園から指導部の方に連絡があり、支援の要請がございます。②として、担当指導主事が事実確認及び全容を把握します。③として、新しい体制による支援が必要と判断した場合、専門職チームがケースを受理し、法的論点の確認を行い、対応方針を決定いたします。④弁護士、校長 OB、支援員の専門職チームがそれぞれの専門性から直接継続的介入支援を行います。⑤、⑥は定期的に進捗を管理し、収束を判断するまで支援いたします。なお、中央のところ右側にお示ししておりますように、既存の SSET による助言の支援も引き続き機能いたします。最後７/７をご覧ください。この新しい支援体制がない場合、つまり現在の状況と期待される効果をまとめております。左側が、支援体制がないまま長期化した場合の影響でございます。管理職の対応は固定化して学校園運営に支障が生じ、教育活動が停滞いたします。また、教職員のメンタル不調、休職、退

職の増加を招き、困難な対応が疲弊を生み、対応の質を下げ、さらに困難化する悪循環が固定化してまいります。右側が本事業案により期待される効果でございます。困難案件の早期解決、教育活動の維持、教職員の心理的安全性の確保、人材確保、教員採用の環境の改善、そして、学校園運営の安定化に繋がるものと考えております。最後に、下の部分でございます。本事業案は保護者の皆様との対立を目的とするものではございません。「公正」な姿勢を持った専門職チームが関与し、保護者等との関係性を適正化すること、問題点を整理することにより、学校園を支える、そのための新たな支援体制の構築でございます。説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

司　　会：続きまして、学校現場の皆様よりご意見をお願いいたします。

岩本校長：失礼いたします。開平小学校の岩本でございます。まずは小学校の立場から、「学校園における課題解決への支援について」意見を述べさせていただきます。学校現場といたしましては、電話の通話録音装置や音声ガイダンスの導入、学校園向け冊子の作成、さらにはその保護者向けチラシまでご配慮いただき、改めて感謝申し上げます。これらの内容を保護者に届けるということは非常に有用なことであり、学校現場といたしましても、その共通理解のもと、今後ますます保護者との連携を深めていければと考えております。一方で、ご説明にありましたとおり、一部の保護者において、過剰な要請や不当な要求が学校現場に寄せられていることは現にございます。これにより、非常に長時間、長期間にわたって対応に迫られ、教員が疲弊し、時には休んでしまうといった現実がございます。また、管理職にとっても非常に負担になっており、夜中を過ぎても保護者対応を続けるといった例や、根拠のない噂や中傷を拡散され、その対応に追われるといった例など、本来の学校運営、学校業務に支障をきたすといった現実がございます。すでに SSET による支援をいただいてきた経緯もございまして、学校現場としては大変助かっているところではございますが、さらに専門家の方による直接介入型支援をご検討いただいていることに深く感謝申し上げます。学校としましても、教職員自身の課題から引き起こされる問題や、児童同士の問題につきましては、当然のことながら、学校が責任を持って対応していくべきものと考えております。また、保護者への対応につきましても、子育てに関する悩みなどは寄り添いながらともに考え、その子の成長を導くためにアドバイスをしていくことは、今後も連携を大切にしながら取り組んでいく所存でございます。学校は社会の縮図であり、子ども同士の問題につきましても、それがあってこそ個々の子どもの成長へと繋がり、社会性を身につけていく、それが公立学校の大きな役割の１つであると認識しております。しかしながら、そこが理解されず、時に児童同士の問題を機に児童から離れて保護者同士の感情のもつれや対立へと発展し、学校は双方から対応を迫られることがしばしばございます。ご説明にあった今回常設予定の専門家チームによる新しい直接介入型支援は、学校現場にとって非常に心強く、本来の教育に専念できる環境を学校にもたらす大きな１歩になるものと期待しております。是非とも柔軟でスピード感を感じられる体制となりますようお願い申し上げます。以上です。

原　校長：今市中学校の原でございます。私からは中学校校長の立場から、「学校園における課題解決への支援について」意見を述べさせていただきます。現場の中学校を預かる立場として、保護者・地域との連携は学校運営の基盤であり、日頃から丁寧な説明と対話を重ねて課題解決に努めております。一方で、近年、過度な要求や威圧的・執拗な言動、身体的な攻撃や差別的・偏見的な言動が見られ、教職員が疲弊し、対応に多くの時間と心理的負担を要する事案が見られます。実際に本市においても保護者との対応を原因として休職したり、退職したりするケースがあると耳にして

います。こうした状況は、教職員の働き方のみならず、結果として、子どもたちへの教育の質や安全安心な学習環境にも影響し得るため、学校単体の努力だけでは限界があると考えております。今年度、保護者等とのよりよい関係づくりのポイントをまとめた冊子の作成や、その理解を深めるための教職員研修の実施、また、ホームページで公開し、保護者等が内容に理解をしてもらうなど、冊子をとおして保護者対応に一定の指針が示されました。さらに、電話の通話録音装置の導入等の対応が始まっており、学校園だけでは解決が難しい事案に対して教育委員会に支援していただいております。加えて、先ほど説明がありました直接かつ継続介入型の弁護士を含めた専門職チームを構築し、学校園を支援する計画が進められていることは、現場にとって極めて実効性の高い支援策になり得ると考えております。法的観点からの助言にとどまらず、直接かつ継続的な介入支援をしていただくことは、より早期解決に繋がれば学校園の教育活動は停滞することはなく維持できます。特に管理職を中心とした一部の教職員が抱え込まない仕組みが整うことで、教職員の心理的安全性が確保され、教育に専念できる環境づくり、ひいては子どもの健全育成に繋がると期待します。あわせて、学校現場としては、この支援が単なる事後対応にとどまらず、相談しやすさと迅速さを備えた仕組みになることを期待します。学校園と保護者、地域との信頼関係を守るためにも、現場の実情に即した制度設計と継続的な支援について、引き続きこの計画を着実に推進していただきますようお願いいたします。以上でございます。

司　　会：ありがとうございました。これまでの総合教育会議でいただいたご意見を踏まえまして、新たに学校支援の取組について考えております。今、小学校の立場、中学校の立場から、この支援に対する期待の言葉もいただいたかと思っております。それではただいま皆様からいただいたご意見も踏まえまして、ご協議をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。赤木さん、お願いいたします。

赤木委員：これは議題２、学校園における働き方改革にも関連していることですが、今日学校園が直面している課題は、いじめ、不登校、それと一部の保護者からのハラスメントと、非常に複雑化、多様化しています。これらには経験を積んだ教員、あるいは管理職でも一人で対応、解決することは非常に困難だと思われます。その解決のためのポイントとしては、計画にありますように、個々の教員、学校を孤立させないこと、これが一番肝要かと思われます。計画にあるとおり、まず教育委員会が積極的に介入し、さらに専門知識を持ったスクールカウンセラーやスクールロイヤー、あるいは教育職の OB、校長 OB と連携し、教職員、子どもたちの両方が安心安全に過ごせる学校を実現していただきたいと考えております。以上です。

司　　会：ありがとうございます。先ほども１人で抱え込まない組織というところもお話いただきましたけれども、今はもう学校も孤立させないというところのご意見をいただいたと思いますが、この辺りに関して事務局の方からご意見いかがでしょうか。

中道部長：ご意見ありがとうございます。我々もこれまでも、担任１人で抱え込まない、学校で組織的に対応するということをしておりましたけれども、すでに、学校をどう支えていくかというような、次のステージに移行しているように感じております。先ほどの校長先生方のご意見もありましたように、現場の方がしっかりと教育に専念できるようなサポートができるように、取組を検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

司　　会：新しい取組になりますので、いろいろとまだ検討中のところもあるかと思いますけれども、こういったところを進めていけばよいなどご助言も含めましてご意見いた

だければと思いますが、いかがでしょうか。森さん、お願いいたします。

森　委員：今回のこの取組の一番の特徴は、そういう問題事案が発生したときの単なる対応という場当たり的なものではなくて、もともと１/７で説明されていたように通話音声記録、冊子そしてチラシ、研修と、やはりまずこれがあってこそ、それでも本当は起きて欲しくないけれども、やむを得ず起きてしまった場合は、きちんと包括的に考えた上で施策として、仕組みを整えている点が非常に大事なポイントではないかと思います。こういうことは起こって欲しくないですし、連携を基盤としてパートナーシップが築かれていたら、起こりようがないとは思いたいのですが、何かしらボタンのかけ違いでこうした事態が生じてしまっても、きちんと行政として、しかも法的だけではなく、福祉的、心理的な観点、総合的な観点から介入的な措置、対応していくという意味では、これは現場の先生方からすると特に管理職の先生方からすると、最後の砦という表現が適切かわからないですけれども、何かあってもこうして支えてくれるという、教育行政という組織だからこそできる支援だと思いますし、これこそが１つのあり方ではないかなと思っています。見ようによっては何か問題の対処だけで済んでいるような施策に見えがちですけれども、そうではないというところをきちんとここで示していただいてるのは、すごく大事なところかと思います。そうした包括的な観点から考えますと、働き方のところとも関連はすると思いますが、冒頭の４つの施策が、効果を発揮した、この介入的措置が減ったということは、場合によってはこの４つの取組が、一定効果があったという、単純な解釈はできないかもしれないですけれども、一定、傍証にはなるのではないかと思います。言い方を変えますと、冊子の有効性もしくは、チラシをもとにした保護者との連携パートナーシップがよりよい形で築かれていったというような、例えばヒアリングなどを通じて、意見として聴取し、それでももし問題が起きた場合は、どうして起きたのかという原因や要因を分析することがすごく大事になってくると思います。そのため、メカニズム自体も分析できるような形で備えておくと、こうして連動した形での施策という意義が最大限に発揮されるのではないかと個人的には考えております。これから本当にどうなるかは未知な部分もありますが、ぜひ期待したいところです。よろしくお願いします。以上です。

司　　会：ありがとうございます。この直接的な支援体制のところだけではなく、それを包括的に見るというところが大事だというご意見をいただきました。非常に貴重なご意見をいただいたと思いますが、その点いかがでしょうか。

中道部長：ありがとうございます。先ほど校長先生方の意見の中にもありましたけれども、基本的に学校は、子どもたちの問題や保護者の相談に寄り添うという大前提になっております。その中で、先ほど森さんの話にもありましたように、ボタンのかけ違え、何かしらのことでそういったことになってしまう状態はやはりあります。それを水際といいますか、止められたらということでこの４つの施策も講じながら、相乗効果で、そういうことが減っていけばいいと思っております。あと、問題解決をして終わりということではなくて、やはり教育でありますので、そのあとのケアも含めて、最終的にどう収束していったのかというところも、最後までしっかり見ていくというところはやっていきたいと考えております。以上です。

司　　会：ありがとうございます。先ほど現場の校長先生方のご意見からも４つの施策を含めていろいろと効果があるというようなところのご意見をいただいておりますので、今検討しております、この相談体制につきましても、包括的に進めていくというところを検討していきたいと思います。他にご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。古川さん、お願いいたします。

古川委員：本当に現場にとって心強い取組になると思っています。今でも様々な事案に対して、緊急支援に入っておられると思います。学校が通常の機能が少し麻痺しているような状況において、支援に入ることでの一定のノウハウが今もあるとは思いますが、こういった事態において、例えば数日、あるいは定期的に支援を実際に教育委員会として、それぞれのこの専門職の専門性を活かしていただき、コントロールしていただけたらと思っています。おそらくこの６/７の４番の後の５、６番に落ち着くには、みんなで力を合わせないといけないと思いますので、これからの取組にはなりますけれども、またいろいろご相談もできればと思います。よろしくお願いいたします。

司　　会：ありがとうございます。長谷川さん、お願いいたします。

長谷川委員：私もこの直接介入型支援に関するコメントになります。この体制により、先ほどあった先生方の情緒的な疲労の部分がかなり改善されるのではないかと思っております。校長先生からのお話で、それぞれスピード感を持ってとのご発言や迅速さをと期待するというご発言がありましたが、やはりトラブルが生じた場合すぐに対応するというのは、大切なところだと思いますので、十分な人員の確保のもとに使いやすい制度にしていかないといけないと思っています。すでにあるこの SSET の仕組みでも１番、２番までのフローはおそらく一緒なので、同じような相談体制になるのかと思いますが、もしそのフローでこれまでも相談しにくいような事情があるのでしたら、改善していく必要があると思いますので、それも含めてこういう対応フローがうまくいくように、ご配慮いただけたらと思います。よろしくお願いします。

司　　会：事務局の方から今いただいたご意見についていかがでしょうか。

中道部長：ありがとうございます。古川さんと長谷川さんのご意見の中でありましたように、まず定期的にしっかりと情報共有をして、方向性を決めていくというのは１回ではなく、その都度行っていくということが非常に大事だと思っておりますし、スピード感の部分も含めまして、常に相談できる、アセスメントできる体制というのは必要かなと思っております。そういう意味で言いますと、人材、人員の確保も含めまして、専門家の先生もそうですし、我々事務局もどういった関わりをすることが一番効率がいいのかというところも探りながら、しっかりと構築してまいりたいと思います。ありがとうございます。

司　　会：ありがとうございます。全体的に意見をいただいておりますが、他に何かご意見いかがでしょうか。新しい施策になりますので今、検討いただいているところだと思いますけれども、何か苦労していることやここが課題、そういうところがあれば、何かありますでしょうか。

中道部長：細かいところですけれども、でもそれはいろいろこれから話を重ねていき、１つ１つ解決していけるという目途は立っております。

司　　会：ありがとうございます。今年１月の市長からいただいた総合教育会議でのご意見を踏まえまして、取り組んでいく施策でありますけれども、一通りご意見をいただいたと思いますが、他に何かご意見等いかがでしょうか。現場の先生方も特にないでしょうか。よろしいでしょうか。それでは今いただきました、ただいまの協議内容を踏まえまして、横山さんよりご意見をお願いしたいと思います。

市　　長：ご協議いただきましてありがとうございます。委員の皆様も大変重要なご意見ありがとうございます。また教員の心理的安全性を確保するというのは本当に重要な施策だと思います。今回このプランを考えていただきまして、まずありがとうございます。そして、資料を拝見して改めて、私はもちろん勤務はしたことはないのですが、これだけたくさんの案件が発生していて、それが実際おそらく現場の教員の皆さんにとっては大変な心理的なご負担だと思います。本来であれば子どもを守る、同じパートナーとしてともに進んでいく中で、１度ボタンがかけ違うと、また直していくのは本当に大変だろうなというのは感じるところです。まずこの取組については、国の動向も踏まえながら、まずこの方向で制度設計等と関係機関との調整を進めて欲しいと思います。フローについて６/７ページのところでご記載をいただいています、学校園の方から、助けて欲しいというお声が上がってきたときに事実を確認して全容を把握する、ここは可能な限り早く的確にしていくとともに、できる限り学校現場に寄り添った判断を進めていかないといけないと思うので、この２番のところも大変重要なポジションになるのかなと思います。学校現場とコミュニケーションをとりながら、全容把握等を的確に判断した上で必要に応じて直接継続介入型の支援に入っていくと、そして専門職チームがこの介入していくというのは、熱くなった現場の両方に、客観的な立場でチームが入っていくという意味では、その案件も冷静になるかもしれませんし、効果が期待できると考えております。この方向性でまた課題等出ましたら、ご相談いただきながら調整を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

司　　会：ありがとうございます。ご支援をいただくようなご意見をいただいたと思います。ありがとうございます。続きまして多田さんより一言お願いいたします。

多田教育長：本日は本当に貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。前回の総合教育会議に加えまして、本日におきましても、こういった今日挙げられましたような難しい案件について、学校がすべて矢面に立ち続けるというような体制が求められているというような、実態なり、あるいは学校単体の努力だけで対応していくことには本当に限界があるとの現場の声、またその実態について改めて今日お示しをいただけたかなと思っております。今回進めようとしておりますこの取組につきましては、そういった声に応えることができるように、現場の実態に即して作っていかなくてはいけないと思いました。先ほど横山さんの方からもご指摘をいただきました、保護者あるいは地域の皆様は本来子どものためにという同じ思いを持つパートナーということで、常々私どもの方もそういうふうに考えておりますけれども、いろいろな困難があっても、その中でよりよい関係をしっかり築いていくことも必要でございます。また、あわせて、学校園が保護者との対応において専門職等の支援を要した場合には、迅速かつスピード感を持って、適切な支援が行えるよう取り組んでいきたいと思っております。先ほど何か課題があればというようなことでございましたけれども、いろいろな専門分野の方々は、実は非常に人材の確保やご協力をいただくことが難しいところもございますけれども、そこもしっかりと丁寧に進め、制度設計の趣旨が実現できるような形で進めていくことができればと思っております。よろしくお願いいたします。

司　　会：ありがとうございました。本日予定をしておりました議題につきましては以上となります。最後に横山さんより一言ごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

市　　長：皆さん、また、委員各位におかれまして本当にありがとうございました。今日の議題３つ、「学力向上の取組について」と「学校園の働き方改革について」また「学

校園における課題解決への支援について」ということで、大変有意義なご意見をたくさんいただけたと思います。教育に関する課題というのは本当に様々ありますが、子どもたちへの教育を良くしていくというところを、これが大阪市政においても最も重要な柱でございますので、どうか引き続き皆様ご意見いただきながら、力を合わせて取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いいたします。今日はありがとうございました

司　　会：ありがとうございました。以上をもちまして、令和８年度第１回の大阪市総合教育会議を終了させていただきます。